

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年9月18日

【発行者名】 UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ
(UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ローズ (Thomas Rose)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、J.F. ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ
- バランスド(米ドル)
(UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
- Balanced (USD))

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
バランスド(米ドル)
クラス P - a c c 投資証券
クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券
上限見込額は以下のとおりである。
バランスド(米ドル)
クラス P - a c c 投資証券
15億9,500万米ドル(約1,713億円)
クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券
1,073億9,000万円

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2018年2月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている(バランスド(米ドル)クラス P - a c c 投資証券については15.95米ドルに1億口およびクラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券については10,739円に1,000万口を乗じて算出した金額である。)。

(注2) 米ドルの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2018年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.37円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年4月27日に提出した有価証券届出書(2018年7月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、2018年9月17日付で、ファンドの営業日の定義、投資制限、管理報酬、買戻し手続等、資産の評価に関する事項等が修正され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

表紙

<訂正前>

(前略)

代表者の役職氏名

メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
マイケル・ケール (Michael Kehl)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)

(後略)

<訂正後>

(前略)

代表者の役職氏名

メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ローズ (Thomas Rose)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)

(後略)

第一部 証券情報

第1 外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)

(8) 申込期間

<訂正前>

(前略)

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社(以下に定義する。)の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、後記「(12) 払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

<訂正後>

(前略)

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社（以下に定義する。）の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、後記「(12) 払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(4) 投資制限

<訂正前>

投資原則

サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

1. 投資商品

(中略)

1.2 各サブ・ファンドは付随的に流動資金を保有することができる。

1.3 各サブ・ファンドは投資証券を買い戻す目的または投資方針を（レバレッジを用いて）最大限に生かす目的で、通常の市場における条件でその資産の25%を上限とした額の借入れを行うことができる。

1.4 サブ・ファンドは、自身が最も広範に捉える意味での金融商品にその純資産を投資する。本投資法人が取得した対象ファンド（以下に定義される。）は、その目論見書に記載する投資制限にのみ従うものとする。ただし、サブ・ファンドおよび個別の対象ファンドは、美術品、骨董品等には投資できない。さらに、サブ・ファンドは、商品に直接投資できない。

2. リスク分散

リスク分散原則に従って、各サブ・ファンドは、

2.1 同一発行体の同種の有価証券の10%を上限として取得できる。ただし、上記10%制限はEU加盟国またはEU加盟国の公的機関、OECD加盟国である別の承認された国または一か国以上のEU加盟国が属する公的国際機関が発行または保証する有価証券または短期金融商品に関しては適用されない。

2.2 証券取引所または規制ある市場において上場もしくは取引されていない有価証券または短期金融商品に純資産の20%を上限として投資できる。

(中略)

3. 投資制限

本投資法人は、以下の行為をしてはならない。

(中略)

3.5 商品またはコモディティ・ペーパーの売買。

本投資法人は、投資主の利益に留意しつつ、いつでも投資制限を追加する権利を有する。ただし、かかる追加的制限は、本投資法人の投資証券が募集および販売される国々の法令を遵守する必要がある。

(後略)

<訂正後>

投資原則

サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

1. 投資商品

(中略)

1.2 各サブ・ファンドは付随的に流動資金を保有することができる。

1.3 サブ・ファンドは、自身が最も広範に捉える意味での金融商品にその純資産を投資する。本投資法人が取得した対象ファンド(以下に定義される。)は、その目論見書に記載する投資制限にのみ従うものとする。ただし、サブ・ファンドおよび個別の対象ファンドは、美術品、骨董品等には投資できない。さらに、サブ・ファンドは、商品に直接投資できない。

2. リスク分散

リスク分散原則に従って、各サブ・ファンドは、

- 2.1 同一発行体の同種の有価証券の10%を上限として取得できる。ただし、上記10%制限はEU加盟国またはEU加盟国の公的機関、OECD加盟国である別の承認された国または一か国以上のEU加盟国が属する公的国際機関が発行または保証する有価証券または短期金融商品に関しては適用されない。取引相手方がEU加盟国に登録事務所を有する金融機関である場合、または(当該金融機関が非加盟国に登録事務所を有する場合は)ルクセンブルグ監督当局が欧州共同体法に基づくものと同等とみなす監督・規制に従う場合、店頭派生商品の取引に関するサブ・ファンドの不履行リスクは、当該サブ・ファンドの資産の10%を超えない。他の取引相手方との取引においては、取引相手方リスクの最大許容値は5%まで引き下げられる。
- 2.2 証券取引所または規制ある市場において上場もしくは取引されていない有価証券または短期金融商品に純資産の20%を上限として投資できる。

(中略)

3. 投資制限

本投資法人は、以下の行為をしてはならない。

(中略)

3.5 商品またはコモディティ・ペーパーの売買。

3.6 借入れを行うこと。ただし、下記の場合は除外される。

- バック・ツー・バック・ローンによる外国通貨の買付のための借入れ
- 一時的かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れ

本投資法人は、投資主の利益に留意しつつ、いつでも投資制限を追加する権利を有する。ただし、かかる追加的制限は、本投資法人の投資証券が募集および販売される国々の法令を遵守する必要がある。

(後略)

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

<訂正前>

本投資法人は、クラスP - a c c 投資証券およびクラス(日本円・ヘッジ)P - a c c 投資証券に関し、サブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月次上限定率管理報酬を支払う。

サブ・ファンド名

上限定率管理報酬(上限管理報

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ

酬)

- バランスド(米ドル)年率1.980%(年率1.580%)

かかる報酬は以下のとおり用いられるものとする。

本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から本投資法人の純資産価額に基づく上限定率管理報酬が支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率管理報酬）。関連する上限定率管理報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。

（後略）

<訂正後>

本投資法人は、クラス P - a c c 投資証券およびクラス（日本円・ヘッジ）P - a c c 投資証券に関して、サブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月次上限定率管理報酬を支払う。

サブ・ファンド名

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド (米ドル)	上限定率管理報酬 (上限管理報酬)
クラス P - a c c 投資証券	年率 1.980% (年率 1.580%)
クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	年率 2.030% (年率 1.620%)

かかる報酬は以下のとおり用いられるものとする。

本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から本投資法人の純資産価額に基づく上限定率管理報酬が支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率管理報酬）。名称に「ヘッジ」を含むクラス投資証券の上限定率管理報酬には、為替リスクをヘッジするための費用が含まれる。関連する上限定率管理報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。

（後略）

6 手続等の概要

<訂正前>

販売手続等

（中略）

申込期間

（中略）

原則として、ファンド営業日がかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の 50% 以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後 4 時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、前記「第一部 証券情報（12）払込取扱場所」に記載されるファンド払

込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

(中略)

買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。

(後略)

<訂正後>

販売手続等

(中略)

申込期間

(中略)

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、前記「第一部 証券情報(12) 払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

(中略)

買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第1 外国投資法人の追加情報

2 役員の状況

<訂正前>

(本書提出日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
<u>ロバート・スティンガー</u> (Robert Süttinger)	取締役会長	ユービーエス・エイ・ジー、バーゼル・アンド・チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
<u>マイケル・ケール</u> (Michael Kehl)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ザ・ボード)	ユービーエス・エイ・ジー、バーゼル・アンド・チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
<u>トーマス・ポートマン</u> (Thomas Portmann)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ザ・ボード)	ユービーエス・ファンド・マネジメン ト(スイス)エイ・ジー、バーゼル マネージング・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はアーンスト・アンド・ヤング・エス・エイ(Ernst & Young S.A.)である。

<訂正後>

(2018年9月17日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
<u>マイケル・ケール</u> (Michael Kehl)	取締役会長	ユービーエス・エイ・ジー、バーゼル・アンド・チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
<u>ロバート・スティンガー</u> (Robert Süttinger)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ザ・ボード)	ユービーエス・エイ・ジー、バーゼル・アンド・チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
<u>トーマス・ポートマン</u> (Thomas Portmann)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ザ・ボード)	ユービーエス・ファンド・マネジメン ト(スイス)エイ・ジー、バーゼル マネージング・ディレクター	該当なし
<u>トーマス・ローズ</u> (Thomas Rose)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ザ・ボード)	ユービーエス・エイ・ジー、バーゼル・アンド・チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
<u>トビアス・マイヤー</u> (Tobias Meyer)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ザ・ボード)	ユービーエス・エイ・ジー、バーゼル・アンド・チューリッヒ エグゼクティブ・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はアーンスト・アンド・ヤング・エス・エイ(Ernst & Young S.A.)である。

第2 手続等

1 申込(販売)手続等

<訂正前>

海外における販売手続等

(中略)

投資証券は記名式投資証券としてのみ発行される。すなわち、本投資法人への投資者の関連するすべての権利義務を随伴する投資主としての地位は、本投資法人の名簿への各投資者の記載を根拠とすることになる。記名式投資証券の無記名式投資証券への乗換えを要求することはできない。投資主は、記名式投資証券がクリアストリームならびにユーロクリアのような承認された外部の清算機関を通じ清算されることに留意すべきである。

(中略)

日本における販売手続等

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、ファンド払込日(申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日目)までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。その場合、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。販売の単位は、原則として1口以上1口単位とする。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める。

(後略)

<訂正後>

海外における販売手続等

(中略)

投資証券は記名式投資証券としてのみ発行される。すなわち、本投資法人への投資者の関連するすべての権利義務を随伴する投資主としての地位は、本投資法人の名簿への各投資者の記載を根拠とすることになる。記名式投資証券の無記名式投資証券への乗換えを要求することはできない。投資主は、記名式投資証券がクリアストリームのような承認された外部の清算機関を通じ清算されることに留意すべきである。

(中略)

日本における販売手続等

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合

(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、ファンド払込日(申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日目)までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。その場合、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。販売の単位は、原則として1口以上1口単位とする。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める。

(後略)

2 買戻し手続等

<訂正前>

海外における買戻し手続等

(中略)

純資産価額の変化により、買戻価格が投資者が支払った価格を上回る場合もあれば、下回る場合もある。

買戻注文が大量に上った場合、または、本投資法人の投資証券の買戻しの結果としてオルタナティブ投資が純資産の30%を超えた場合、本投資法人は本投資法人の資産を過度の遅延なく売却するまで買戻注文の執行を延期することができる。こうした措置が必要な場合、同じファンド営業日に受け取ったすべての買戻注文は同じ価格で処理される。

(中略)

日本における買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。買戻代金は外国証券取引口座約款に定める方法により買戻手数料なしで支払われる。

(後略)

<訂正後>

海外における買戻し手続等

(中略)

純資産価額の変化により、買戻価格が投資者が支払った価格を上回る場合もあれば、下回る場合もある。

本投資法人は、ある注文日におけるすべての申込みがサブ・ファンドの純資産の10%超の資金流出をもたらす場合、当該注文日におけるすべての買戻請求および乗換え請求の実行を制限する権利(買戻しゲート)を有する。かかる場合、本投資法人は、買戻請求および乗換え請求の一部のみを実行し、また、当該注文日における残りの買戻請求および乗換え請求の実行について、翌営業日まで延期することを、通常20営業日の期間内、決定することができる。

買戻注文が大量に上った場合、または、本投資法人の投資証券の買戻しの結果としてオルタナティブ投資が純資産の30%を超えた場合、本投資法人は本投資法人の資産を過度の遅延なく売却するまで買戻注文の執行を延期することができる。こうした措置が必要な場合、同じファンド営業日に受け取ったすべての買戻注文は同じ価格で処理される。

(中略)

日本における買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。買戻代金は外国証券取引口座約款に定める方法により買戻手数料なしで支払われる。

(後略)

4 その他

<訂正前>

投資証券の発行と買戻しに関する条件

サブ・ファンドの投資証券は各営業日に発行され、買い戻される。この項において「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間中、営業している日)をいい、()ルクセンブルグの法定外休日()ー以上のサブ・ファンドが投資を行った主要国の取引所が閉鎖している日()ー以上のサブ・ファンドの50%以上の資産を十分に評価することができない日または()サブ・ファンドのパフォーマンスおよび純資産が1以上の指標に連動する場合で、その関連する指標が公表されない日を除く。

(中略)

つまりは、決済のための純資産価額は注文を入れた時点では分からないことになる(先渡し価格)。純資産価額は最新の知れている市場価格に基づいて計算される(すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終価を用いる)。適用される個々の評価原則は下記に記載される。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

本投資法人の販売会社はルクセンブルグのマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融防止に関する2004年11月12日法(改正済)の条項ならびにC S S Fの関連する法定文書および該当通達を遵守しなければならない。

(後略)

<訂正後>

投資証券の発行と買戻しに関する条件

サブ・ファンドの投資証券は各ファンド営業日に発行され、買い戻される。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間中、営業している日)を指し、12月24日および31日、ルクセンブルグの法定外休日ならびに一以上のサブ・ファンドが投資を行った主要国の取引所が閉鎖している日、またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を十分に評価することができない日、または、サブ・ファンドのパフォーマンスおよび純資産が1以上の指標に連動する場合、その関連する指標が公表されない日を除く。

(中略)

つまりは、決済のための純資産価額は注文を入れた時点では分からないことになる(先渡し価格)。純資産価額は最新の知れている市場価格に基づいて計算される(すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終価を用いる)。適用される個々の評価原則は下記に記載される。

マーケット・メーカーおよび流通市場での取引

スイス証券取引所における「スポンサード・ファンド」分野へのサブ・ファンドの投資証券クラスの上場およびスイス証券取引所での投資証券の取引は、投資者に対して、本投資法人との間の直接的な投資証券の申込みおよび買戻しに加えて、流動性があり、規制された流通市場、すなわち証券取引所を通じた売買を可能とすることを目的としている。

マーケット・メーカーの仕事は、トレーディング・システムに売呼値と買呼値を入力することによって、取引される投資証券の市場を確保することである。一定の状況下では、流通市場でマーケット・メーカーと取引できる価格は、当該投資証券クラスの最終純資産価格とは異なる場合がある。マーケット・メーカーは、流通市場における売買注文を受け入れ、その注文は呼値価格で決済されるが、発行市場における申込みおよび買戻しは受け付けない。前述したように、発行市場に対する申込みおよび買戻しの注文は、依然として本投資法人に対して行わなければならない。

本投資法人のサブ・ファンドまたは投資証券クラスが、スイス証券取引所に上場されているかどうかの詳細については、www.six-swiss-exchange.comで閲覧することができる。管理会社は、バンク・ジュリアス・ベア・アンド・カンパニー・リミテッドをマーケット・メーカーに任命している。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

本投資法人の販売会社はルクセンブルグのマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融防止に関する2004年11月12日法(改正済)の条項ならびにC S S Fの関連する法定文書および該当通達を遵守しなければならない。

(後略)

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

<訂正前>

() 純資産価格の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの会計通貨で表示され、各ファンド営業日に、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンド全体の純資産価額をサブ・ファンドの当該投資証券クラスに関する発行済投資証券の数で除して計算する。

あるサブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、各投資証券クラスの発行済み投資証券とサブ・ファンドの発行済投資証券の比率に従って算定される。かかる割合は、以下のとおり、分配および投資証券の発行または買戻しが行われる毎に変化する。

(後略)

<訂正後>

() 純資産価格の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの会計通貨で表示され、各ファンド営業日に、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンド全体の純資産価額をサブ・ファンドの当該投資証券クラスに関する発行済投資証券の数で除して計算する。

ただし、投資証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、投資証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためだけに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。

あるサブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、各投資証券クラスの発行済み投資証券とサブ・ファンドの発行済投資証券の比率に従って算定される。かかる割合は、以下のとおり、分配および投資証券の発行または買戻しが行われる毎に変化する。

(後略)

交付目論見書の概要

<訂正前>

(前略)

報酬	バランスド(米ドル)	純資産額の上限年率
	1.980%	
上記報酬は、本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売ならびに保管受託銀行のすべての職務に関して、本投資法人の資産から支払われます。		

(後略)

<訂正後>

(前略)

報酬	バランスド(米ドル)	純資産額の上限年率
	<u>クラス P - a c c 投資証券</u>	
	1.980%	
	<u>クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券</u>	純資産額の上限年率
	2.030%	
上記報酬は、本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売ならびに保管受託銀行のすべての職務に関して、本投資法人の資産から支払われます。		

(後略)